

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改 正 案	現 行
（登録申請書に記載する連絡先等） 第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電話番号（場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限る。）。 二・三 （略） 2 （略）	（登録申請書に記載する連絡先等） 第三条の二 法第四条第一項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 電話番号（場所を特定するもの及び当該場所を特定するものに係る着信課金サービスに係るものに限る。） 二・三 （略） 2 （略）